

憲法 出題の意図

問題1

表現の自由とプライバシーの権利が衝突するときはどう調整するかという古くからある問題を、インターネット上の問題として考えてもらうことを意図したものである。その際、『宴のあと』事件（東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁）や『石に泳ぐ魚』事件（最高裁判所第三小法廷平成14年9月24日判決判時1802号60頁）等の判例の正確な理解と、アップロードしたらすぐに世界中から無料でアクセスでき、いったん拡散したものはそれを止めるのが極めて困難であるというインターネットの特性を理解した上で応用できるかどうか問われている。

また、本件では行動から見える範囲の「生活ぶりを知り得るような画像」が問題となっており、これがプライバシーといえるかどうか問題となる。さらに、プロバイダ側の反応は、動画配信で生計を立てている者の動画をすべて削除するというものであり、これがゆきすぎた規制に当たらないかどうか、動画配信においては個人のプライバシーに配慮すべきことは当然のことながら、どこまでの配慮が求められるかということについても、バランス感覚が求められる。

問題2

外国人参政権にかんする基礎的な判例である平成7年2月28日第三小法廷判決（民集49巻2号639頁）の理解を問うものである。この判決では、憲法上外国人に地方参政権を保障しているとはいえない、しかし永住者等の居住する地方公共団体と特段に緊密な関係にある者について、法律で地方参政権を付与することは憲法に反しない（しかし立法政策の問題であり、立法をしなくとも違憲ではない）と述べており、この意味をきちんと理解しているかどうか問われる。